

日南町野菜等振興事業補助金実施交付要綱

(平成26年12月 2日 要綱第17 号)

(改正：平成27年 5月21日 要綱第13—4号)

(改正：平成30年 8月15日 要綱第 9 号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、日南町補助金等交付規則(昭和45年日南町規則第22号。以下、「規則」という。)の規定に基づき、日南町野菜等振興事業補助金(以下、本補助金という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付目的)

第2条 本補助金は、野菜種苗及び果樹等の苗木の購入費用の一部を助成することにより、農業者の所得および意欲の向上を図るとともに、耕作放棄地を解消し、本町の地域農業の振興を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 町長は前条の目的に資するため、本補助金を予算の範囲内で交付する。

(補助対象とする事業費)

第4条 本事業において、補助対象とする事業費は、対象年度に販売された野菜の種苗費及び果樹の苗木費とし、野菜の生産のために使用する一般的に販売されている種苗及び、耕作放棄地対策のために植樹する果樹等の苗木の購入費用とする。ただし、天災地変その他のやむを得ない事情で販売することが出来なかった場合の事業費も補助対象とし、これら事業費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(補助金の額)

第5条 本補助金の額は、事業費の2分の1を上限とし、千円未満は切り捨てる。

(補助対象者)

第6条 本補助金は、町内に住所を有し、下記のいずれかに該当する者に交付する。

- (1) 「トマト」、「白ねぎ」、「ピーマン」及び「ブロッコリー」のいずれかの種苗をJA各生産部を通して購入した者
- (2) 朝どれ野菜生産部に所属しており、生産部を通して種苗を購入した者
- (3) 代表者の定めのある町内生産グループに所属しており、グループを通して種苗を購

入した者

(4) 耕作放棄地対策のために果樹を購入した者

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、様式第1号を提出するものとし、前条各号に定める者が所属している生産部等の代表者が行わなければならない。ただし、JA生産部の場合は一括して申請することができる。

(交付決定)

第8条 町長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、様式第2号によりその結果を通知する。

(交付決定の時期)

第9条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行う。

(事業内容の変更)

第10条 交付決定を受けた後、補助対象事業の変更をしようとする場合は、様式第3号を提出するものとする。

(事業の中止)

第11条 申請者は、事業の中止をする場合は、様式第4号を町長に提出し、その承認または指示を受けなければならない。

(完了報告等)

第12条 本補助金の交付決定を受け、事業が完了した者は様式第5号を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 本補助金の額の確定は、前条による完了報告を受け、適当と認めた場合は様式第6号により、その結果を通知する。

(補助金の交付の請求)

第14条 前条による額の確定を受けた者が本補助金の交付の請求をしようとするときは、様式第7号を町長に提出しなければならない。

(補助金の配分)

第15条 本補助金の交付を受けた申請者は、速やかに各生産部等の補助対象者に補助金を配分しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年12月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。